

219

令和 7年 8月 28日

三 重 県 知 事 殿

三重県四日市市安島二丁目10番9号

医療法人隆志会

理事長 駒田 隆子

059(351)553

決 算 届

5539

令和 6年7月1日から令和 7年 6月30日までの決算を終了したので、

医療法第52条第1項の規定により届出します。



事業報告書

(自 令和 6 年 7 月 1 日 至 令和 7 年 6 月 3 0 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人隆志会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市安島二丁目 1 0 番 9 号
- (3) 設立認可年月日 平成 1 6 年 1 1 月 2 日
- (4) 設立登記年月日 平成 1 6 年 1 2 月 7 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	西城歯科	2 4 3 0 2 0 5 4 3 1	三重県四日市市安島 二丁目 1 0 番 9 号	一般病床 0 床 療養病床 0 床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 8 月 2 3 日 令和 5 年度決算の決定

令和 7 年 6 月 3 0 日 令和 7 年度事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人隆志会
所在地 三重県四日市市安島二丁目10番9号

※医療法人整理番号 D 4 5 7

財 産 目 録
(令和 7年 6月30日現在)

1. 資	産	額	180,145	千円
2. 負	債	額	32,360	千円
3. 純	資 産	額	147,785	千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分	金 額	
A 流 動 資 産		110,179
B 固 定 資 産		69,965
C 資 産 合 計 (A+B)		180,145
D 負 債 合 計		32,360
E 純 資 産 (C-D)		147,785

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土	地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建	物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 隆志会

※医療法人整理番号

D 4 5 7

所在地 三重県四日市市安島二丁目10番9号

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 6 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
Ⅰ 流 動 資 産	110,179	Ⅰ 流 動 負 債	5,776
Ⅱ 固 定 資 産	69,965	Ⅱ 固 定 負 債	26,583
1 有 形 固 定 資 産	7,222	負 債 合 計	32,360
2 無 形 固 定 資 産	509	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	62,233	科 目	金 額
		Ⅰ 基 金	8,000
		Ⅱ 積 立 金	139,785
		純 資 産 合 計	147,785
資 産 合 計	180,145	負 債 ・ 純 資 産 合 計	180,145

様式4-2

法人名 医療法人 隆志会

※医療法人整理番号

D 4 5 7

所在地 三重県四日市市安島二丁目10番9号

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 7 月 1 日 至 令和 7 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	92,921
2 事業費用	71,788
事業利益	21,133
II 事業外収益	4,234
III 事業外費用	3
経常利益	25,365
IV 特別損失	3
税引前当期純利益	25,362
法人税等	6,408
当期純利益	18,953

監 事 監 査 報 告 書

医療法人隆志会

理事長 駒田 隆子 殿

私は、医療法人隆志会の令和 6 会計年度（令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 8 月 14 日

医療法人隆志会

監事 駒田 匡史

